

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-5
処分の種類	計量証明事業者に対する登録基準適合命令			
根拠法令条例等・条項	計量法第111条			
処分の概要	計量証明事業の登録基準に適合しなくなった計量証明事業者に対する基準適合命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第111条 都道府県知事は、計量証明事業者が第109条各号に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>○計量法第109条</p> <p>1 都道府県知事は、第107条の登録の申請が次の各号に適合するときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 前条第5号イ又はロに掲げる者が当該事業に係る計量管理(計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。)を行うものであること。</p> <p>三 当該事業が第121条の2に規定する特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業である場合にあっては、同条の認定を受けていること。</p> <p>○計量法施行規則第41条(登録の基準)</p>			
基準の制定根拠	一			